

独立行政法人日本スポーツ振興センターの災害共済給付制度への加入について

〇〇〇教育委員会

御入学おめでとうございます。

〇〇〇教育委員会では〇〇〇立〇〇〇学校に在学する児童（生徒）の不慮の災害に備えて、独立行政法人日本スポーツ振興センター（以下「センター」といいます。）と災害共済給付契約を結んでいます。

センターの災害共済給付は、学校の管理下において児童生徒が災害に遭った場合、その治療費や見舞金の給付を保護者の皆様に対して行う制度で、加入に際しては、あらかじめ保護者の皆様の同意の下に、児童生徒の名簿を提出することになっています。加入は任意となっていますが、加入に同意くださる方は、下記の同意書に御記入の上、学校長に提出してください。

また、災害共済給付の請求手続きは、インターネットを利用した請求システムに必要な事項を入力することにより行われますが、個人情報の取扱いには十分留意いたしますので、ご了承ください。

給付の内容等は、独立行政法人日本スポーツ振興センター法（以下「センター法」といいます。）又はこれに基づく政令、省令、通達等に定められています。改正があった場合は、改正後の規定によりますが、平成24年1月1日現在、その主な内容は下記のとおりです。

記

1 給付の種類と内容 [災害共済給付の給付基準は、センター法施行令第3条によります。]

Table with 3 columns: 災害の種類 (Disaster Type), 災害の範囲 (Disaster Scope), 給付金額 (Benefit Amount). Rows include 負傷 (Injury), 疾病 (Illness), 障害 (Disability), and 死亡 (Death) with specific conditions and amounts.

(※ 見舞金は、平成17年度以降に給付事由が生じた場合の額です。)

なお、学校の管理下とは、次の場合をいいます。

- ① 授業中（保育所における保育中を含む。）
② 学校の教育計画に基づく課外指導中
③ 休憩時間中及び学校の定めた特定時間中
④ 通常の経路及び方法による通学（園）中
⑤ 寄宿舎にあるとき 等

2 給付基準

- ① 同一の災害の負傷又は疾病についての医療費の支給は、初診から最長10年間行われます。
② 災害共済給付を受ける権利は、その給付事由が生じた日から2年間行わないときは、時効によって消滅します。
③ 損害賠償を受けたときや他の法令の規定による補償や給付（例えば、地方公共団体の条例等による乳幼児医療費助成制度・ひとり親家庭医療費助成制度）等を受けたときは、その価額の限度において、給付を行いません。
④ 生活保護法による保護を受けている世帯に属する義務教育諸学校及び保育所の児童生徒に係る災害については、医療費の給付は行いません。
⑤ 高等学校の生徒及び高等専門学校が自己の故意の犯罪行為により、又は故意に負傷し、疾病にかかり又は死亡したときは、当該医療費、障害又は死亡に係る災害共済給付を行いません。
⑥ 高等学校の生徒及び高等専門学校が自己の重大な過失により、負傷し、疾病にかかり又は死亡したときは、当該障害又は死亡に係る災害共済給付の一部を行わない場合があります。

*これはセンターの災害共済給付制度の概要を記載したものです。

3 共済掛金（年額）

保護者等負担額 円 (〇〇〇教育委員会負担額 円) ※負担金額は年額です。

(きりとり)

同意書

〇〇〇教育委員会 殿

〇〇市 〇〇〇学校 (部)

年 組 児童生徒氏名

貴教育委員会が独立行政法人日本スポーツ振興センターと締結する災害共済給付契約について、在学する間、上記児童生徒が加入することに同意します。

年 月 日

保護者又は後見人氏名

印

*成年に達している場合は、生徒本人が記名押印することができます。